

第1回 厚生科学審議会食品衛生監視部会
伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会

日時 令和8年9月18日（金）

13：00～14：00

場所 中央合同庁舎第4号館12階

共用1214特別会議室（WEB併用）

開催形式 ハイブリッド開催

2026-9-18 第1回厚生科学審議会食品衛生監視部会伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会

○中尾主査 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第1回「厚生科学審議会食品衛生監視部会伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、小委員会の開催に際しまして、今川食品監視安全課長より御挨拶を申し上げます。

○今川課長 厚生労働省食品監視安全課長の今川でございます。

本日は、委員の先生方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。また、日頃から食品衛生行政の推進に格別の御理解と御協力を賜っておりますことに、改めて御礼申し上げます。

この「伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会」は、食品における伝達性海綿状脳症対策に係る食品健康影響評価の結果を踏まえ、必要なリスク管理措置について専門的見地から御審議いただくために、厚生科学審議会食品衛生監視部会の下に設置されたものでございます。

と畜場における牛海綿状脳症の対策につきましては、これまでも食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、最新の科学的知見に基づいて段階的な見直しを行ってまいりました。

このたび、平成27年に食品安全委員会へ諮問したSRMの範囲の変更に関する食品健康影響評価について、本年6月に評価結果が通知されました。本日は、この評価結果を踏まえ、SRMの範囲に係るリスク管理措置の見直しについて御審議いただくものでございます。委員の先生方におかれましては、専門的見地等からの御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、冒頭に当たりまして、私の御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○中尾主査 ありがとうございました。

それでは、オンラインで御出席される委員の皆様へのお願い事項について御説明いたします。

ビデオカメラは、オンにさせていただくようお願いいたします。

発言者以外は、マイクをミュートに設定いただきますよう、お願いいたします。

御発言をされたい場合は、リアクションの中の「挙手」ボタンを押していただき、御発言の希望をお知らせください。

指名がありましたら、ミュート設定を解除して御発言ください。御発言の冒頭でお名前をお伝えいただけますと幸いです。

御発言が終わりましたら、再びマイクをミュートに設定いただきますよう、お願いいたします。

会場にお越しの工藤委員長におかれましては、直接挙手をしていただければ、適宜事務局より御案内いたします。

なお、本小委員会の運営に必要な事項といたしまして、議事は、委員長の定めるところにより、厚生科学審議会令第7条の規定に従って行うことといたします。

本日の会議は、委員会の定数8名に対しまして、現時点で8名の委員の方に御出席いただいておりますので、厚生科学審議会令第7条に定められております定足数に達していることを御報告申し上げます。

次に、委員の皆様を御紹介させていただきます。参考資料4の委員名簿に従って、お名前を読み上げます。

岩丸祥史委員、加藤知子委員、工藤由起子委員、郷野智砂子委員、佐藤克也委員、堀内基広委員、水越由佳委員、森田幸雄委員です。

本小委員会の委員長については、厚生科学審議会食品衛生監視部会運営細則の第3条に基づき、協田部会長より工藤委員を御指名いただいておりますので、御報告させていただきます。

本日は、牛海綿状脳症、いわゆるBSE対策の見直しについて御議論いただくこととしており、資料は、議事次第の資料一覧に記載のとおり、資料が1点、参考資料が4点となっております。

資料に過不足等ございましたら、お知らせいただければと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、冒頭のカメラ撮りにつきましては、ここまでとさせていただきたいと思います。報道機関の皆様におかれましては、御協力をお願いいたします。

それでは、以降の進行については、工藤委員長にお願いしたいと思います。工藤委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤委員長 委員長を務めます工藤でございます。議事進行に御協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議事を進めていきたいと思います。

初めに、議題1の「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」です。事務局より説明をお願いいたします。

○森吉補佐 事務局でございます。

それでは、「BSE対策の見直し」につきまして、事務局より御説明申し上げます。資料を御覧ください。

まず、2ページ目に、今回のBSE対策の見直しの概要をお示ししております。

国内では、BSEのリスク低減のため、と畜場法、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、特定危険部位、いわゆるSRMの除去等を実施しております。また、SRMのうち脊柱について

は、食品衛生法により規制されています。

SRMに関するこれまでの経緯を申し上げますと、平成13年10月から、全月齢の牛の頭部、脊髓、回腸遠位部を、平成16年2月からは脊柱についてもSRMとして管理されました。平成25年4月以降は、全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の牛の頭部、脊髓、脊柱をSRMとして管理しております。

その後、平成27年12月に、国内外のBSE発生状況や科学的知見の蓄積等を踏まえ、現行のSRM範囲から、全月齢の扁桃、全月齢の回腸遠位部及び30か月齢超の脊柱を除外し、「30か月齢超の牛の頭部及び脊髓」にSRMを変更した場合のリスクについて、食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼いたしました。

そして、本年6月に食品安全委員会から評価結果が通知されたことを受け、本小委員会において必要な管理措置について御審議いただくものでございます。

続きまして、食品安全委員会による食品健康影響評価の概要について御説明いたします。

まず、評価の前提として、日本における現在のBSEリスク管理措置の有効性についての確認が行われ、生体牛や食肉処理に関連したリスクに係る措置の点検結果から、日本のBSEリスク管理措置は有効に機能していると判断されております。

また、現在SRMとして設定されている範囲について、不十分であることを示す新たな知見は確認されなかったとされております。

さらに、日本では、2002年1月に生まれた牛を最後にBSE陽性牛は確認されておらず、定型BSEについては、「現状のBSEリスク管理措置を前提とする場合、今後も日本において定型BSEが発生する可能性は極めて低く、定型BSE感染牛に由来するこれらの部位（全月齢の扁桃、全月齢の回腸遠位部、30か月齢超の脊柱）を検討対象から除外したとしても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い」と評価されております。

また、非定型BSEについては、扁桃や回腸遠位部を含む組織において、プリオン感染性や異常プリオンたんぱく質が検出されたとの報告は確認されていないことから、「非定型BSE感染牛に由来する扁桃及び消化管を検討対象から除外した場合についても、現状のリスクに影響を及ぼすとは考え難い」と評価されています。

以上を踏まえ、SRM範囲のうち、非定型BSE感染牛に由来する30か月齢超の脊柱に含まれる背根神経節、いわゆるDRGに蓄積する異常プリオンたんぱく質をハザードとして特定し、人への健康影響について検討されることとなりました。

続いて、資料の4ページになります。こちらは評価書のまとめ部分を抜粋しております。

SRMの範囲の変更に伴って想定されるリスクとして、非定型BSE感染牛に由来するDRGに含まれる異常プリオンたんぱく質により、人が変異型クロイツフェルト・ヤコブ病を含むプリオン病を発症する可能性について検討が行われました。評価書では、このリスクは、DRGに含まれる異常プリオンたんぱく質の感染価に加え、食品として摂取される際の形態や摂取頻度、摂取量、さらには牛と人との種間バリアなど、様々な要因に左右されるとされております。

また、2016年8月の評価では、日本における2歳齢以上の牛100万頭当たりの非定型BSEの発生頻度は、年当たりL-BSEが0.07頭とされていますが、それ以降、現在までに、国内において非定型BSEの発生は確認されていません。世界における発生状況も踏まえ、非定型BSEの発生頻度は非常に低いものと考えられるとされています。

さらに、実験動物を用いた研究では、L-BSEについて経口感染の可能性を示唆する知見があるものの、経口感染の成立を示す知見の集積には至っていないとされており、疫学的にも、非定型BSEと人のプリオン病との関連を示唆する報告は確認されていません。

以上から、脊柱をSRMから除外した場合のリスクは現状と比較して高くなると想定されるものの、非定型BSE感染牛由来のDRG中の異常プリオンたんぱく質によって、人がプリオン病を発症する可能性が高まるとは考えにくいと評価されました。

続いて、5ページです。こちらが最終的な評価結果になります。

「諮問事項の国内と畜牛に関するSRM範囲の変更について、現行の「全月齢の扁桃及び回腸遠位部並びに30か月齢超の頭部、脊髄及び脊柱から」から「30か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる。」と評価されました。

また、本評価は、今回評価した以外のBSEリスク管理措置及び現時点で得られる水準の科学的知見に基づくものであり、引き続き、非定型BSEに係る知見の収集に努めるとともに、関連情報の経時的把握に努めることが重要であるとの指摘もなされています。

これらの評価結果に対する厚生労働省の対応といたしましては、ピンク色でお示ししています前段部分につきましては、次のページ以降で御説明させていただきますが、なお書き以降の記載につきまして、今後も、と畜場におけるBSE検査の実施や厚生労働科学研究等を通じ、非定型BSEに関する科学的知見の収集を継続するとともに、関係省庁と連携して関連情報の経時的把握に努めていく予定です。

続きまして、6ページを御覧ください。こちらはこれまでのまとめとなります。

SRMの範囲を、現行の範囲から「30か月齢超の頭部及び脊髄」に変更した場合のリスクについて食品安全委員会に評価を依頼した結果、「変更した場合のリスクの差は非常に小さく、食品を介した人への健康影響は無視できると考えられる」と評価されました。

今般、この食品健康影響評価の結果を踏まえ、牛の扁桃及び回腸に係る管理措置の見直しについて御議論いただくものになります。なお、脊柱については、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において規定されていることから、食品衛生基準行政を所管する消費者庁において審議されます。

続いて、7ページでございます。食品安全委員会の評価結果を踏まえ、現行のSRM範囲から、全月齢の扁桃、全月齢の回腸遠位部を除外する場合の具体的な改正案を御説明いたします。

まず、と畜場法施行規則の第3条は、と畜場の設置者又は管理者が遵守すべき衛生管理基準を定めた規定ですが、このうち第1項第11号に規定する「頭部等」について、SRMから

除外される扁桃が含まれないことを明確化するため、所要の改正を行います。

続いて、施行規則第7条は、と畜業者等の講ずべき衛生措置の基準を定めた規定ですが、このうち、第1項第5号の「頭部」についても同様の趣旨から改正を行います。

また、別表第一は、施行規則第3条及び第7条に規定するSRMに関する衛生管理措置の対象となる具体的な部位を定めたものです。今回、扁桃及び回腸がSRMの範囲から除外されることに伴い、別表第一からこれらの記載を削除いたします。

続いて、8ページです。こちらは牛海綿状脳症対策特別措置法関係の改正案について御説明します。

牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項では、と畜場の設置者又は管理者に対し、牛の特定部位について、焼却による処理を義務づけています。この特定部位は、こちらの牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第2条において規定されており、今回、その範囲から扁桃及び回腸を削除いたします。

最後に、9ページ目、今後の対応予定でございます。詳細な時期は現時点で決まっておりますが、今後、厚生科学審議会食品衛生監視部会で報告し、御意見をいただく予定です。

また、その後、パブリックコメントを実施した上で、施行規則の改正を行う予定としております。

事務局からの説明は以上です。

○工藤委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員の先生方から御質問等ございますでしょうか。特にございませんでしょうか。

事務局のほうから補足事項とか、特にございませんか。

○森吉補佐 特にございません。

○工藤委員長 分かりました。

委員の先生方、いかがでしょうか。事前に資料等、御覧になっていると思うのですけれども、郷野委員、お願いします。

○郷野委員 ありがとうございます。全国消団連の郷野です。

質問ではないのですが、食品安全委員会による評価では、規制見直しによるリスクの差は非常に小さく、食品を介した健康影響は無視できるとされていましたので、科学的評価は尊重したいと考えています。引き続き、と畜場における分別管理や汚染防止について実践と指導をお願いしたいと思います。

また、新たな知見が得られた場合には、速やかに見直しを行える体制を確保していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○工藤委員長 ありがとうございます。

もう1名挙手されていますでしょうか。加藤委員ですか。よろしくお願いします。

○加藤委員 埼玉県食肉衛生検査センターの加藤です。

評価についてということではないのですが、今回、これでこのまま進んで、SRMの回腸の遠位部ですとか、今まで削除していた扁桃等が流通していくということになるかと思えます。そういったところについて、消費者の方が心配しないようなリスクコミュニケーションを取っていただけたらということのお願いです。よろしくお願いいたします。

○工藤委員長 ありがとうございます。

ほかの委員から御質問、コメント等ございませんでしょうか。特によろしいでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、皆様から御意見をいただいたところですが、BSEのリスク管理措置の見直し案について御了承いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見がないようでしたら、今回の小委員会において検討いただきました「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」については、現時点で、食品衛生監視部会等におけるさらなる検討・審議が必要な事項はないというふうに考えますが、これでよろしいでしょうか。

（委員首肯）

○工藤委員長 ありがとうございます。それでは、本案について御了承いただいたものといたします。事務局においては、今後必要な手続を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、議題2「その他」ですが、こちらは事務局から何か御発言等ありますでしょうか。

○森吉補佐 その他につきましては、議題はございません。

○工藤委員長 分かりました。ありがとうございます。

本日の会議全体を通して、委員の皆様から何か御発言、御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

堀内委員、お願いします。

○堀内委員 議事の中とは関係ありませんが、消費者庁と厚労省の関係をいま一度説明していただけないでしょうか。脊柱は消費者庁で審議ということになっているのですけれども、その関係がよく理解できていなくて、消費者庁ができてから、より複雑になっているように思うので、その関係をいま一度説明いただけないでしょうか。

○森吉補佐 事務局でございます。

もともとは、評価を依頼したときには、基準行政も厚生労働省で行っておいりましたので、全て厚生労働省が担当していたのですけれども、令和6年度に消費者庁に食品基準行政が移管した関係で、脊柱につきましては、と畜場法とかBSE特措法には規定されておらず、食品衛生法における規格基準の中でのみ、脊柱という文言が出てまいります。こちらにつきましては、食品衛生法に基づく規格基準、これは告示になりますけれども、こちらの告示の中で規定されていますので、現在所管しています消費者庁のほうで御議論いただくということになります。

○堀内委員 ありがとうございます。よく整理できました。ありがとうございます。

○工藤委員長　ありがとうございます。

ほかの先生方から何かございませんでしょうか。よろしいですか。

さっき、どなたか挙手されていたような気がしましたが、特に大丈夫でしょうか。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、「伝達性海綿状脳症対策に関する小委員会」を終了いたします。御議論いただきまして、どうもありがとうございました。